別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

区分	裁判官特別勤務手当の額
報酬法別表判事補の項一号又は二号の報酬月額の報酬を受ける判事補	六、〇〇〇円
報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	
報酬法別表判事補の項三号又は四号の報酬月額の報酬を受ける判事補	五、〇〇〇円
報酬法別表簡易裁判所判事の項八号又は九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	
報酬法別表判事補の項五号又は六号の報酬月額の報酬を受ける判事補	四、三〇〇円
報酬法別表簡易裁判所判事の項十号又は十一号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	
報酬法別表判事補の項七号から九号までの報酬月額の報酬を受ける判事補	三、五〇〇円
報酬法別表簡易裁判所判事の項十二号から十四号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	
報酬法別表判事補の項十号の報酬月額の報酬を受ける判事補	三、〇〇〇円
報酬法別表簡易裁判所判事の項十五号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当に関する特例）

2　平成三十年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の裁判官の地域手当に関する規則第一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で最高裁判所の定める割合
第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で最高裁判所の定める割合
第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で最高裁判所の定める割合
第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で最高裁判所の定める割合
第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で最高裁判所の定める割合
第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で最高裁判所の定める割合
第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で最高裁判所の定める割合

（地域手当に関する経過措置）

3　この規則の施行の際現に裁判官の地域手当に関する規則（以下「地域手当規則」という。）第二条の規定の適用を受けている裁判官に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日においてこの規則による改正前の地域手当規則第一条の規定の適用を受けている裁判官（最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官を除く。以下この項において同じ。）が施行日にその在勤する裁判所を異にして異動した場合又は同条の規定の適用を受けている裁判官の在勤する裁判所が施行日に移転した場合における当該裁判官に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する地域手当規則第二条の規定の適用については、同条第一項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

同条第二項各号に定める割合をいい	裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十七年最高裁判所規則第二号）第二条の規定による改正前の裁判官の地域手当に関する規則第一条第二項各号に定める割合をいい
同条第一項	前条第一項

4　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十九号）附則第三条の規定による報酬を支給される最高裁判所判事及び高等裁判所長官に対する地域手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる地域手当規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	最高裁判所の定める地域又は裁判所に在勤する裁判官	最高裁判所に在勤する最高裁判所長官及び最高裁判所判事並びに高等裁判所に在勤する高等裁判所長官
第一条第二項	報酬及び扶養手当の月額の合計額	報酬の月額
	次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合	最高裁判所及び東京高等裁判所に在勤する場合は百分の十八、大阪高等裁判所に在勤する場合は百分の十五、名古屋高等裁判所に在勤する場合は百分の十二、広島高等裁判所及び福岡高等裁判所に在勤する場合は百分の十、仙台高等裁判所に在勤する場合は百分の六、札幌高等裁判所及び高松高等裁判所に在勤する場合は百分の三
第二条第一項	前条第一項に規定する裁判官がその在勤する地域若しくは裁判所	高等裁判所長官（東京高等裁判所長官を除く。以下この項において同じ。）がその在勤する高等裁判所
	同項に規定する裁判官	高等裁判所長官
	在勤する裁判所	在勤する高等裁判所
	在勤していた地域又は裁判所	在勤していた高等裁判所
	在勤する地域若しくは裁判所に係る	在勤する高等裁判所に係る
	同条第二項各号に定める割合をいう	前条第二項各号列記以外の部分に定める割合をいう
	在勤していた地域若しくは裁判所	在勤していた高等裁判所
	同条第二項各号に定める割合をいい	同条第二項各号列記以外の部分に定める割合をいい
	、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは裁判所が同条第一項の最高裁判所の定める地域若しくは裁判所に該当しないこととなるときは	は